

## 情報公開審査会における調査審議についての検討資料

論 点 .....	1
審査会の調査審議が長期化している事例はあるか。あるとすれば、 その原因は何か その他審査会の調査審議の状況に問題はないか。	
1 審査会における諮問・答申数.....	1
2 平均処理期間・審議回数.....	2
3 各部会の3年間の調査審議回数.....	3
4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績.....	3
5 指名委員の活動実績.....	3
6 地方での口頭意見陳述の実績.....	3
7 インカメラ .....	4
8 ヴォーンインデックス.....	4

## 論 点

審査会の調査審議が長期化している事例はあるか。あるとすれば、その原因は何か

その他審査会の調査審議の状況に問題はないか。

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間の諮問件数は、2,010 件、答申件数は 1,535 件、未済件数は 428 件となっている。経年的にみると、平成 15 年度の諮問件数は 13 年度の 2.5 倍となり、答申数は 4.6 倍へと増加しているが、未済事件数も約 2.2 倍へと増加している。

3 年間における答申の平均処理期間は、160.8 日となっているが、このうち調査審議が 1 年を超え長期化しているものが、70 件と全体の 5 パーセントを占めており、中には 600 日を超えているものが 4 件ある。

意見口頭陳述及び口頭説明聴取は、必要に応じて行われている。

インカメラ審理も必要に応じて行われており、1,535 件の答申中、941 件(61.3%)で実施している

### 1 審査会における諮問・答申数

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間の諮問件数は、2,010 件、答申件数は 1,535 件、未済件数は 428 件となっている。

経年的にみると、平成 15 年度の諮問件数は 13 年度の 2.5 倍、答申数は 4.6 倍へと急増している。

また、未済事件も、平成 13 年度末には 193 件であったものが、15 年度末で 428 件と増加となっている。

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	未済件数
平成 13 年度	374	177	4	193
14 年度	709	540	10	352
15 年度	927	818	33	428
累 計	2,010	1,535	47	-

(注) 未済件数は前年度からの累計

## 2 平均処理期間・審議回数

平成16年3月末までの答申(1,535件)について、平均処理期間及び審議回数をみると、次のように年を追うごとに平均処理日数は長くなっているが、逆に平均審議回数は減少している。

また、最短の事件では、25日で処理が終了しており(14-13)、最長の事件では638日かかっている(15-373)。

年 度	13年度	14年度	15年度	13～15年度の平均
平均処理日数	105.4	155.7	176.3	160.8
平均審議回数	5.2	3.9	3.5	3.8

なお、答申までの所要日数の分布をみると、次のとおり、4か月で答申をしたものが最も多くなっている。

所要日数	答申数(件)	割合(%)	割合累計
1か月以内に答申	1	0.1	0.1
2か月	114	7.4	7.5
3か月	197	12.8	20.3
4か月	316	20.6	40.9
5か月	256	16.7	57.6
6か月	147	9.6	67.2
7か月	136	8.9	76.1
8か月	123	8.0	84.1
9か月	94	6.1	90.2
10か月	27	1.8	92.0
11か月	42	2.7	92.7
12か月	12	0.8	93.5
400日以内	11	0.7	94.2
500日以内	47	3.1	97.3
600日以内	8	0.5	97.8
600日超	4	0.3	100.0
計	1,535	100.0	

### 3 各部会の3年間の調査審議回数

各部会は、原則として1週間に1回のペースで調査審議を行った。

(単位：回)

	13年度	14年度	15年度
第1部会	39	48	44
第2部会	37	46	47
第3部会	38	48	47
第4部会	-	23	46

(注) 第4部会は、平成14年10月1日に設けられた。

### 4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成16年3月末までの答申(1,535件)のうち、不服申立人から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは242件であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは919件である。

(注) 1 一つの事件について、双方ともに実施されることも多い。

2 部会又は指名委員による聴取実績である。

### 5 指名委員の活動実績

平成16年3月末までの答申(1,535件)のうち、5割弱に当たる729件について、法30条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

### 6 地方での口頭意見陳述の実施

不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績は、以下のとおりである。

	地方での口頭意見陳述聴取の実績
平成13年度	平成14年2月28日～3月1日(大阪)
平成14年度	平成14年10月7日～8日(大阪) 平成14年10月9日～10日(香川) 平成14年10月29日～30日(大阪) 平成15年3月13日～14日(大阪)
平成15年度	平成15年7月9日～10日(福岡) 平成15年8月27日～30日(広島) 平成15年11月5日～6日(長野) 平成16年3月11日～12日(名古屋)

## 7 インカメラ

平成 16 年 3 月末までの答申（1,535 件）のうち、6 割弱に当たる 941 件について、対象文書を見分したとの記載がある。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報でありその記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合があるが、それらの件数は不明。

## 8 ヴォーンインデックス

平成 16 年 3 月末までの答申（1,535 件）のうち、31 件について、諮問庁から法 27 条 3 項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載がある。

（注）: ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、上記 31 件以外にも、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。